

新公審査答申（情）第18号  
令和5年11月14日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

平成31年3月18日付け、新民生第661号の2で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が平成31年1月23日付け新広聴第453号の2により行った一部公開決定は、これを取り消し、請求対象文書を特定し直し、改めて公開非公開の決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

平成31年1月8日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、新市長が「市長への手紙」の回答を市長名で発出したことを示すもの（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成31年1月23日、実施機関は、本件請求文書を、平成30年11月18日以降に受理した「市長への手紙」の市長名回答伺起案用紙（以下「本件対象文書」という。）と特定し、条例第6条第6号に該当するため、一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年1月28日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

平成31年3月18日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、実施機関の弁明に対する意見書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人は、下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

請求内容は、「新市長が「市長への手紙」の回答を市長名で発出したことを示すもの」であるが、公開されたものは、所管課が調査、検討した報告書の提出があった後の起案用紙である。所管課が回答する文書の起案用紙に過ぎず、市長名で発出したことを示していない。市長名で出した文書があるのなら、それを出すべきである。

「収受日」「起案日」「決裁日」「施行日」「完結日」を公開しないのはなぜか。公開しても特定されないはず。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

「情報公開請求書」記載の「請求の内容」を見るに、審査請求人が求めるものは、新市長名回答文書を市長自身が決裁しているものの一例と捉えることができ、よって実施機関では、審査請求人の求めに限りなく近いものとして本件対象文書を特定し決定した。

なお、実施機関では、当該公文書の閲覧実施の際にも、本件対象文書特定の根拠について説明を行っている。

また、当該公文書は、所管課あて調査・検討を依頼し、その後所管課から報告書（回答案）の提出を受け、これを基に作成した市長名回答伺起案用紙であり、回答を発出する前に市長自身が決裁していることを示した文書である。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求文書について、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件対象文書は市長名で発出したことを示していないとして、本件決定の取り消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

#### 2 本件決定の妥当性について

##### (1) 本件対象文書について

ア 実施機関の説明によると、本件請求文書の内容から、審査請求人が求めるものは、新市長名回答文書を市長自身が決裁しているものの一例と捉えることができ、審査請求人の求めに限りなく近いものとして、本件対象文書を特

定したとのことである。また、実施機関が説明するように、本件対象文書は所管課あて調査・検討を依頼し、その後所管課から報告書（回答案）の提出を受け、これを基に作成した市長名回答伺起案用紙であり、新市長が市長名回答するにあたり、回答を発出する前に市長自身が決裁していることを示した文書であるとのことである。

イ しかし、審査請求人は、公開された文書は所管課が調査、検討した報告書の提出があった後の起案用紙であり、市長名で発出したことを示していない。市長名で出した文書があるのならそれを出すべきで、公開されたものは関係ない文書であると主張している。

ウ さらに、口頭意見陳述聴取結果記録書によれば、審査請求人の「この起案に基づいて市長名で発した起案の後の現物の文書はあるのか」という意見に対し、実施機関はあると回答している。

エ 上記ア・イ・ウより審査請求人が求めた本件請求文書と、実施機関が特定した本件対象文書との間に相違があると認められる。

(2) そこで、当審査会は、実施機関に対し、「市長への手紙」で、新市長が市長名で回答している文書（市長が就任してから請求のあった日まで）の提出を求め、その内容について見分したところ、新市長名で発出した「市長への手紙」の回答文書の存在を確認することができた。

(3) したがって、本件請求にかかる文書の特定が十分に行われなかったことが認められるため、実施機関が特定した本件対象文書における非公開情報該当性を判断するまでもなく、実施機関の本件決定は取り消されるべきであり、改めて本件請求文書を特定し、公開非公開の決定をすべきである。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
平成31年 3月18日	実施機関の諮問書を受理
平成31年 4月15日	実施機関の弁明書を受理
平成31年 4月19日	審査請求人の弁明に対する意見書を受理
令和 5年 6月 7日	審査会開催（第1回）
令和 5年 7月11日	審査会開催（第2回）
令和 5年 8月21日	審査会開催（第3回）
令和 5年 9月21日	審査会開催（第4回）
令和 5年11月 9日	審査会開催（第5回）

(第2部会)

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子